

観光案内業務委託 仕様書

1 業務名称

観光案内業務(以下「本業務」という。)

2 実施目的

本市には生駒山をはじめ、茶釜などの伝統産業、県外からの来訪者が多い店舗など魅力ある観光資源が多くあり、そうした観光資源を来訪者に案内し、本市の魅力をより感じてもらうこと、再来訪者(リピーター)を増やすこと、来訪者に対し地域製品の購入や地域店舗等の利用を促進し地域経済の活性化につなげることを本業務の目的とする。

また、本業務の実施場所は生駒駅最寄りにあり、生駒山の観光資源や交通手段(徒歩:ハイキングコース、電車:近鉄生駒ケーブル、車:信貴生駒スカイラインなど)の観光案内ニーズが高いと想定しているため、そうした来訪者のニーズを満たすことを本業務の目的とする。

【参考文献】生駒市商工観光ビジョン

<https://www.city.ikoma.lg.jp/0000034859.html>

3 業務期間

契約締結日から令和12年3月31日(日)

4 業務実施場所

奈良県生駒市北新町10番36-304号(以下「施設」という。)

5 施設内での業務実施日及び時間

受注者は以下の①及び②の業務実施日数及び時間以上、施設内で業務を実施することとする。ただし、年末年始を含む土曜日、日曜日及び祝日は業務を実施するものとする。

①業務実施日数

令和7年度:242日 令和8年度:241日 令和9年度:243日 令和10年度:242日

令和11年度:245日

②業務実施時間

1日あたり8時間45分

6 業務内容

以下①から⑤までの業務を行うこと。

① 来訪者を増やすための情報発信を行うこと。

(ア) 電子媒体(ホームページ・SNS等)、紙媒体(チラシ・看板等)、マスメディア(ラジオ・テレビ等)の媒体の一部又は全部を活用し積極的に情報発信を行うこと。

②観光動向の調査を行うこと。

(ア) 来訪者へのヒアリングやアンケート等を行い、観光動向調査を行うこと。

(イ) 市内の観光資源と交通に関する観光動向調査を行うこと。

(ウ) 調査結果を整理した上、書面で市に提出すること。

③来訪者への観光案内

- (ア) ハイキングや生駒山上遊園地、宝山寺等の生駒山の観光資源を目的に来訪する者に対し、各観光資源の活用を促進する案内を行うこと。
- (イ) 上記(ア)以外の市内観光資源の知識を習得し、習得した知識を本業務に活用すること。
- (ウ) 来訪者への応対技術を高めることに努め、高めた応対技術を維持すること。
- (エ) 国内及び国外からの来訪者に対し観光資源を案内すること。

④目的地までの交通案内

- (ア) 市内の交通方法や手段の知識を習得し、習得した知識を本業務に活用すること。
- (イ) 来訪者の交通に関するニーズを丁寧に聞き取り目的地までの案内をすること。
- (ウ) 来訪者への応対技術を高めることに努め、高めた応対品質を維持すること。
- (エ) 日本語以外の言語を使う来訪者に対し交通案内すること。
- (オ) 国外からの来訪者を応対し交通案内できる環境を整えること。

⑤観光振興に資する施策案を企画・立案の上、実施すること。

- (ア) 施策案は、受注者が持つノウハウや知見、上記②の調査結果等を踏まえ企画・立案すること。
- (イ) 本市が行う観光事業や観光分野への取り組み等への企画・立案に対し協力を行うこと。
※企画・立案の参考例(以下の提案内容を必須とするものではありません。あくまでも参考例です。)
 - ▶ 生駒山のハイキングをより楽しむ方法
 - ▶ 生駒山上遊園地、宝山寺、生駒山麓公園の新たな魅力発掘とPR方法
 - ▶ ベルステージを活用した、アウトドア体験イベント案
 - ▶ 生駒山のブランディング方法案 など

7 業務遂行上の環境整備について

- (ア) 観光及び観光振興に係る広報物の配置及び掲示をすること。
- (イ) 市及び市の関連事業に係る広報物の配置及び掲示に協力すること。
- (ウ) 来訪者が施設内に入室することが出来る環境、「6 業務内容」③④の業務を行う環境を受注者は設けること。なお、本環境は受注者が営む事業と共存して良い。
- (エ) 日本語以外の言語を使う来訪者に対し、来訪者の言語に合わせた案内、情報技術(例:情報端末を使った翻訳等)を利用した案内、翻訳サービスを利用した案内、言語が異なる来訪者が正確に理解できる地図や図、写真、マニュアル等を利用した案内の一部又は全部が利用可能な環境を保持すること。

8 留意事項

- ① 受注者は契約締結後、本業務実施に係る計画書を速やかに提出すること。
- ② 本業務は市及び市の関係機関と協議及び連携しながら進めること。
- ③ 本業務において協議を行った場合、その内容を書面で記録し市に書面を提出すること。

- ④ 業務の実施に当たり発生した事故等は、受注者の責任で対処すること。
- ⑤ 受注者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。また、成果物及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡しないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。ただし、市の許可を得た場合はこの限りではない。
- ⑥ 成果物に係る著作権の処理を済ませたものの所有権は、全て市に帰属するものとする。また、成果物に係る著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。)は、全て市に帰属する。さらに、受注者は著作者人格権を、行使してはならない。
- ⑦ 成果物の著作権その他全ての権利等について、必要となる一切の手續及び使用料の負担等は受注者が行うこと。また、音楽等の著作権、肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応すること。
- ⑧ その他、関係法令、条例及び規則を遵守すること。
- ⑨ 成果物の関係機関への提供など二次利用・再編集等について、必要な範囲において市の判断で行うことができるものとする。
- ⑩ この仕様書に定めのない事項については、協議の上、決定するものとする。
- ⑪ 本業務については、協議の上、内容を変更することがある。
- ⑫ 本業務の実施に際し、必要な経費は全て委託料に含むものとする。